

建設技術審査証明事業(土木系材料・製品・技術、道路保全技術)

概要書

自然侵入促進型植生マット

イースターマット

建技審証第1008号

建設技術審査証明書

建技審証第1008号

技術名称 自然侵入促進型植生マット
「イースターマット」

(開発の趣旨)

自然侵入促進工は、外部から植物材料(種子や苗木等)を持ち込まずに施工し、周辺自生植物の自然侵入に期待する緑化手法であり、生物多様性に配慮した緑化を行う上で今後更なる技術の向上が求められている。
自然侵入促進工では、緑化が進行するまでの期間は、法面保護機能を継続的に維持するとともに、周辺植物が侵入・定着しやすい環境を伴うことが必要である。
「イースターマット」は、自然侵入促進工に必要な「法面保護機能」と「周辺植物の侵入・定着機能」の両立を目的として開発した自然侵入促進型植生マットである。

(開発の目標)

「イースターマット」の開発目標を以下に示す。

- (1) 法面保護機能
法面保護機能を有し、長期間その機能を維持できること。
- (2) 周辺植物の侵入・定着機能
種子を捕捉し、周辺植物を侵入・定着させる機能を有すること。
- (3) 環境に対する安全性
土壌の汚染に関わる環境基準に適合し、環境に対する安全性を有すること。
- (4) 施工性
従来の自然侵入促進工と同等の施工性を有すること。

財団法人土木研究センターの建設技術審査証明要領に基づき、依頼のあった標記の技術について下記のとおり証明する。

平成22年12月6日

建設技術審査証明事業実施機関
財団法人 土木研究センター
理事長職務代行 中村 亮

記

1. 審査証明の結果
「イースターマット」は、以下の性能を有することが確認された。
 - (1) 法面保護機能
法面保護機能を有し、緑化が進行するまでの期間(施工後3年程度)、その機能を維持できる。
 - (2) 周辺植物の侵入・定着機能
種子を捕捉し、周辺植物を侵入・定着させる機能を有すること。
 - (3) 環境に対する安全性
土壌の汚染に関わる環境基準に適合し、環境に対する安全性を有すること。
 - (4) 施工性
従来の自然侵入促進工と同等の施工性を有すること。
2. 審査証明の前提
(1) 本審査証明は、依頼者からの試験データ等の資料をもとに審査を行い、確認したものである。
(2) 「イースターマット」は、適切な品質・施工管理のもとに、設計・製造・施工されるものとする。
3. 審査証明の範囲
本審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨および開発の目標に対し、設定した方法により確認した範囲とし、法面(斜面を含む)の緑化工において、「イースターマット」により自然侵入促進工を行う場合に適用する。
4. 留意事項
「イースターマット」の適用にあたっては、以下の点に留意すること。
 - (1) 緑化上の留意点
周辺に森林等の種子供給源があり、そこに自生する植物の侵入・定着を期待できる場所での採用を原則とする。
 - (2) 法面保護上の留意点
物に押し潰し、凍結害や積雪害、眼害(主として網による網の損傷)等の発生が懸念される場合には、「イースターマット」の表紙に全額を併用する等の対策を検討するのが望ましい。
 - (3) 製造上の留意点
「イースターマット」の製造は、補足資料1「製造管理・品質管理」に基づき、適正な管理のもとに行う。
 - (4) 施工上の留意点
「イースターマット」の施工は、補足資料2「施工管理」に基づき、適正な管理のもとに行う。
5. 審査証明の詳細 建設技術審査証明報告書を参照
6. 審査証明の有効期限 平成27年12月5日
7. 審査証明の依頼者 日新産業株式会社
所在地:岐阜県羽島郡岐南町三宅3丁目224番地

平成22年12月